

# 喀痰吸引等研修機関の登録申請手続について

## (第1号研修・第2号研修)

平成29年1月6日一部改正

### 1 喀痰吸引等研修をするには

喀痰吸引等の研修（以下「研修」という。）を実施するためには、都道府県知事から登録研修機関としての登録を受ける必要があります。

### 2 研修のカリキュラム

研修の課程及びカリキュラム等については、次のとおり。

#### (1) 対象者及び実地研修において修得する特定行為別の研修課程

研修課程	対象者	実施できる特定行為の範囲 (実地研修の範囲)
第1号研修	不特定多数の者	喀痰吸引 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養
第2号研修	不特定多数の者	胃ろう又は腸ろう・経鼻 第1号研修：上記の5行為すべて 第2号研修：上記のうち4行為以下の行為

#### (2) カリキュラム

##### ア 基本研修

(講義)

科目	1号	2号	時間数
人間と社会	○	○	1.5
保健医療制度とチーム医療	○	○	2
安全な療養生活	○	○	4
清潔保持と感染予防	○	○	2.5
健康状態の把握	○	○	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	○	○	1.1
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	○	○	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	○	○	1.0
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	○	○	8
合計			5.0

(演習)

行 為	1号	2号	回 数
口腔内の喀痰吸引	○	4 行 為 以 下 の 行 為	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	○		5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	○		5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	○		5回以上
経鼻経管栄養	○		5回以上
救急蘇生法	○	○	1回以上

イ 実地研修

行 為	1号	2号	回 数
口腔内の喀痰吸引	○	4 行 為 以 下 の 行 為	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	○		20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	○		20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	○		20回以上
経鼻経管栄養	○		20回以上

### 3 登録研修機関としての登録基準

研修機関は、次の登録基準のすべてを満たしていること。

- (1) 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務科目について、喀痰吸引等研修を実施すること。

上記2(2)のカリキュラムのうち、基本研修及び実地研修のそれぞれについて、適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関へ委託することは可能であること。

ただし、基本研修及び実地研修の全てを委託することは認められないこと。

また、研修の一部を委託する場合(特に実地研修)は、研修の具体的な実施方法を示し、委託先から実施機関としての承諾書を徴取すること。(参考様式6-1)

※実地研修先を持たない事業所が、受講者の所属施設に実地研修の一部を委託して行う場合は、この限りではない。

上記2(2)のカリキュラムのうち、基本研修の講義については、集合的な研修で差し支えないが、演習については、少人数(10人程度)のグループを編成して実施すること。

- (2) 喀痰吸引等に関する実務科目については、医師・保健師・助産師・看護師で、以下の指導者講習等を修了した者が、研修課程に応じて講師となること。

ただし、基本研修(講義)のうち、大項目「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム

医療」に含まれる科目については、上記にかかわらず、当該科目について相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない。

また、演習科目「救急蘇生法」について、救急救命士が講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは差し支えないこと。

また、講師については、雇用関係は必要とせず、研修の実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問わないが、賃金の支払いや講師としての業務従事に一定程度の責任を担ってもらうため、登録研修機関と講師との間において、契約や取り決めを行うこと。

#### ○指導者講習等

ア 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

イ 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知)による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

ウ 「平成24年度喀痰吸引等指導者講習事業(第1号、第2号研修指導者分)の開催について」(平成24年5月18日 社援基発0518第1号社会・援護局福祉基盤課長通知)による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師(平成24年8月28日追記)

エ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

(3) 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして以下の基準に適合するものであること。

① 講師の数は、受講者の人数を勘案して十分な数を確保すること。

研修を実施する際には、受講者数の規模に応じて適切な規模での研修体制を整備し、受講者の教育の機会を確保できるよう、必要な講師数を確保すること。

演習に必要な講師数については、少人数のグループ（10人程度）を編成し、各グループに1名以上の講師を配置して演習を実施するために必要な程度の人数が適切であること。

② 研修は、1回当たりの研修定員に見合う広さの会場を確保すること。

研修会場を借用する場合は、借用先から会場使用についての承諾書を徴取すること。  
(参考様式6-2)

※福島県内に研修会場を持たない事業所が、受講者の所属施設を借用して研修を行う場合は、この限りではない。

演習を行う会場は、研修に必要な機械器具等を配置し、少人数のグループを編成して実施できる広さの会場を確保すること。

(会場平面図に会場面積を記載し、器具等演習に必要な設備の配置を描きこむこと)。

③ 研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。(参考様式4)

機械器具、模型等の品名については、以下を参照し、数量については、少人数のグループを編成して演習を実施するために必要な数量とすること。

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可。
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし分解数は問わない。(第3号研修のみを実施する登録研修機関を除く。)

※ 備品等の管理にあたっては、感染症予防等の衛生上の管理に配慮すること。

④ 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。

直近の決算報告書のほか、喀痰吸引等研修事業に関する収支予算並びに翌年度及び翌々年度の研修事業計画等により示すこと。(参考様式5-1、5-2)

また、経理の基礎として以下の事項について留意すること。

- ・ 当該喀痰吸引等研修の経理が他と区分して整理されていること。
- ・ 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ・ 料金については適当な額とすること。
- ・ 料金の収納方法についても受講者へ配慮した取扱いとするとともに、不当な金額を徴収しないこと。

⑤ 講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。(参考様式3)

講義及び演習において指導にあたる講師、実地研修において指導にあたる講師がわかるように整理しておくこと。

⑥ 修了証番号、修了者の氏名、生年月日、住所、受講開始年月日、修了年月日及び修了課程を記載した名簿(別紙様式1「喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿」)を作成し、管理するものとし、永年保存すること。

⑦ 研修終了後は、毎年度ごとに、実施結果報告書(別紙様式2「喀痰吸引等研修実施結果報告書」)に上記⑥の別紙様式1を添付の上、知事に提出すること。

#### 4 研修実施基準(喀痰吸引等研修の実施に係る義務)

登録研修機関は、公正に、かつ、上記3の登録基準及び以下の実施基準に適合する方法により、研修を行うこと。

(1) 研修の内容は、2(2)の各カリキュラムの時間数や回数以上であること。

① 登録研修機関において、2(2)のカリキュラムの内容以上の基準を設けて研修を行う場合には、「業務規程」に位置づけるとともに、受講者への周知等、適切に業務を行うこと。

② 演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合は、2(2)のカリキュラムの内容以上の基準に該当するものとして、「業務規程」に位置づけ、2(2)のカリキュラムに定める科目とは別途に行うこと。

(2) 研修に係る講義、演習及び実地研修(以下「講義等」という。)において、受講者が修得すべき知識及び技能について、講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

なお、修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、登録研修機関に、当該研修の担当責任者のほか、研修講師複数名、その他の関係者により構成する喀痰吸引等研修実施委員会を整備すること。

※ 喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成24年3月30日社援発第0330第43号)に基づき行うこと。

修得程度の審査は、研修課程ごとに次のとおり行うこと。

基本研修の(1)講義修了段階、(2)演習修了段階、(3)実地研修の修了段階の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うこと。

※ 具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実施要綱」及び「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発第0330第43号）に基づき実施すること。

- (3) 上記(2)の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、研修を修了したことを証する書類（「研修修了証明書」（様式第7号））を交付すること。

修了証明書には、修了証番号、氏名、生年月日、修了した研修課程、修了した研修段階、実地研修を修了した行為、発行年月日を記載し、登録研修機関番号、登録研修機関名を明記した上で、研修機関を設置している法人の代表者名（個人の場合はその氏名）により発行すること。

修了証番号は、研修機関として知事が登録した際に付与する番号を使用すること。

- (4) 研修の一部履修免除

当該登録研修機関で実施する研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴、その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該登録研修機関で実施する研修の一部を履修したものと取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者  
⇒（履修の範囲） 基本研修

イ 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者  
⇒（履修の範囲） 基本研修及び実地研修

ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者  
⇒（履修の範囲） 基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」  
実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

エ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

⇒（履修の範囲） 基本研修（講義）、基本研修（演習）  
実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

オ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

⇒（履修の範囲） 基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）  
基本研修（演習）  
実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

#### (5) 実地研修の実施先

実地研修の実施先については、登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において研修を行うことが適当であること。

実地研修指導講師は、医師及び看護職員（保健師・助産師・看護師）とし、「3 登録研修機関としての登録基準」(2)の指導者講習等を修了した者であること。

実地研修を実施する際には、登録研修機関が自ら実施する場合、又は委託する場合、いずれの場合においても、喀痰吸引等研修実施委員会で事務規程等の取り決めを策定すること。

委託先の選定に当たっては、以下の選定基準を参考とし、適切に行うこと。

ア 実地研修指導講師である医師及び看護職員との連携並びに役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。

イ 上記アの管理体制の下、以下の内容に関する規程の整備がされているなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。

- ・ 実地研修における書面による医師の指示
- ・ 実地研修協力者である利用者、又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下、「実地研修協力者」という。）の書面による同意承認（同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続きの確保を含む。）
- ・ 事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。）

- ・ 実地研修協力者の秘密の保持（関係者への周知徹底を含む。）
- ウ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

## 5 研修実施にあたっての留意点

- (1) 具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実施要綱」及び「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日社援発第0330第43号）に基づき実施すること。
- (2) 登録研修機関における喀痰吸引等研修の実施においては、当該研修機関を有する事業者が自社職員のみに対するお手盛り研修とならないよう、公正中立な立場で研修を実施すること。

## 6 登録研修機関の登録申請に必要な書類

※事業開始予定日の1か月前までに、「福島県登録研修機関申請等実施要綱」に基づき、以下(1)～(7)の書類を提出すること。

- (1) 登録研修機関登録申請書（様式第1号）
- (2) 設置者に関する書類
  - ア 設置者が法人である場合
    - ・ 法人の定款又は寄付行為
    - ・ 登録事項証明書（直近3か月以内の「履歴事項全部証明書」の原本に限る、現在事項証明書は不可）
  - イ 設置者が個人である場合
    - ・ 住民票の写し（原本に限る。住所、氏名、生年月日が記載されたもので発行後3か月以内のもの）又は外国人登録証明書の写し
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書（様式第1-2号）
- (4) 登録研修機関登録適合書類（様式第1-3号）
- (5) 登録基準要件に適合することを証する書類（様式第1-3号に関するもの）

適合要件	書類の記載内容・留意点
1	研修実施内容を業務規程に盛り込むとともに、別途、カリキュラム表（参考様式1-1、1-2）
2	講師ごとの講師履歴書（参考様式2）*有資格者は免許証の写しを添付
3-①	内容を業務規程に盛り込むとともに、別途、講師一覧表（参考様式3）
3-②	備品一覧表及び図書目録（参考様式4）（喀痰吸引等研修に関するもののみで可）
3-③	決算報告書、研修事業に係る収支予算及び事業計画（参考様式5-1、5-2）
3-④	イ及びウで代用可



3-⑤	修了者名簿保管に係るマニュアル等
3-⑥	研修修了者管理簿（別紙様式1）を添付

※ その他関連する資料があれば提出のこと

(6) 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に関する資料として実施機関承諾書（参考様式6-1）

※実地研修先を持たない事業所が、受講者の所属施設に実地研修の一部を委託して行う場合は、この限りではない。

(7)業務規程（参考様式7）

## 7 「業務規程」について

(1) 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、登録研修機関申請書類喀痰吸引等研修の業務の開始前に、県知事に届け出なければならない。変更しようとするときも同様。

(2) 業務規程は当該登録研修機関内への掲示、当該登録研修機関で実施される喀痰吸引等研修の受講希望者等への提示など、必要に応じて適宜提示及び説明を行うことができるように努めなければならない。

(3) 業務規程の記載内容

### 【法令上の必須項目】

ア 受付方法、実施場所、実施時期、実施体制、その他実施方法に関する事項（研修実施要綱に定めるとおり）

イ 安全管理のための体制に関する事項

ウ 料金に関する事項

エ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

オ 業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項

カ その他喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項

- ・ 研修事業名
- ・ 研修目的
- ・ 実施する研修課程
- ・ 研修講師氏名一覧
- ・ 実地研修実施先一覧
- ・ 研修修了の認定方法
- ・ 受講資格 等

※ なお、登録研修機関における喀痰吸引等研修は、実施事業者に所属する職員以外にも、受講希望者を受け入れるものであることから、実施案内や受講資格、研修費用、評価方法等に関する定めについては、その公平性に留意すること。

## 8 その他の手続

(1)研修実施の届出

- 登録研修機関は、研修の受講者募集を開始する1か月前までに研修実施届出書（参考様式8）を提出すること。なお、届出書の内容は、受講希望者に対する情報提供のため、福島県ホームページに掲載するものとする。
- 受講者の所属施設に実地研修の一部を委託する登録研修機関は、実地研修を開始する1か月前までに当該研修機関に係る資料として、実地研修実施機関承諾書（参考様式6-1）を提出すること。
- 福島県内に研修会場を持たない登録研修機関が、受講者の所属施設を借用して研修を行う場合は、基本研修を開始する1か月前までに、基本研修実施場所使用承諾書（参考様式6-2）を提出すること。

## (2) 研修課程の追加及び登録の更新

- 研修課程を追加申請するときは、登録研修機関登録更新申請書（様式第4号）を提出
- 研修機関としての登録期間は5年間であるため、登録研修機関登録更新申請書（様式第4号）を「5年ごと」に提出  
⇒ 更新を受けなかった場合は、5年間の経過により登録の効力を失う。

## (3) 登録の変更

- 登録研修機関登録事項変更届出書（様式第5号）を変更の15日前までに提出
  - ア 申請者の氏名又は名称若しくは法人代表者の氏名
  - イ 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
  - ウ 法人の定款又は寄付行為
  - エ 事業所の名称又は所在地
  - オ 講師、カリキュラム、使用する会場、実地研修施設・設備、実地研修施設の責任者等

## (4) 業務規程の変更

- 登録研修機関業務規程変更届出書（様式第6号）を変更の15日前までに提出

## (5) 業務の休廃止

- 登録研修機関休廃止届出書（様式第8号）を「休廃止する日の1か月前まで」に提出  
⇒ 休止後の事業再開については、再開届出等の提出なく再開可能であるが、当初の期間を延長して休止する場合には再度休止届出書を提出する必要がある。  
⇒ なお、廃止を行った場合は、その時点で帳簿などが都道府県に引き継がれることとなるため、この後に再開する場合には、再度登録申請から行うこととなる。

## 9 その他の留意点

- (1) 登録研修機関は、登録を受ける前に受講生の募集をすることはできない。  
また、募集にあたっては、誇大広告等により受講者に不当な期待及び不利益を与えぬよう、正確な広告表示を行うこと。
- (2) 登録研修機関は、事業実施により知りえた受講者に係る個人情報について、正当な理由なく漏らしてはならない。
- (3) 登録研修機関は、受講者が実地研修等において知り得た個人情報について、漏らさぬ

よう、受講者を指導すること。

- (4) 実地研修を行う施設等は、すべて登録研修機関の責任で確保し、受講者の実地研修の受入が円滑に行われるよう十分な調整を行うこと。
- (5) 登録研修機関は、研修事業の実施に先駆けて、損害賠償保険制度（実地研修を保険対象に含むもの）に加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置をとること。

## 10 その他

### (1) 福島県からの命令

- ・ 適合命令

登録基準に適合しないと認めるとき、適合するための必要な措置を命ずる。

- ・ 改善命令

適正な研修を実施していないと認めるとき、改善への必要な措置を命ずる。

### (2) 登録の取消し・業務停止

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

- ① 欠格条項（様式第1－2号「社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書」に記載）のいずれかに該当したとき
- ② 変更届出、業務規程の変更届出及び休廃止の届出を行わなかったとき
- ③ 適合命令又は改善命令に違反したとき
- ④ 研修業務に係る帳簿の整備・保存をしていないとき
- ⑤ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

### (3) 登録内容については、福島県高齢福祉課のホームページに掲載する。

## 11 事前協議及び登録申請窓口

福島県保健福祉部高齢福祉課 電話：024-521-7165（直通）